

常翔学園中学校・高等学校 教員募集

＜教育理念＞

「自主・自律」の精神と幅広い「職業観」を養い、
目的意識を持った進学の実現により、将来、実社会で活躍できる人材を育成する。

働き方改革推進校！

- ・1年単位の変形労働時間制の導入
 - ・部活動指導の外部委託化
 - ・所定勤務時間外の対応時間の縮小
 - ・会議の時間短縮および資料のペーパーレス化
- etc

研修・成長を支援！

- ・新任教員研修、教員研修
- ・研修助成制度
- ・教員評価制度
- ・生徒授業アンケート
- ・研究授業の実施

求める人材・教員像！

- ・使命感と責任感を有する人
- ・愛情を持って生徒に接することができる人
- ・向上心を持ち、専門性の高い学力を有している人
- ・人間性・柔軟性を持ち、笑顔で生徒に接することができる人
- ・協調性を持ち積極的に取り組める人
- ・未来を生きる生徒に必要な教育を研究・開発できる人

高待遇！

- ・月給 300,000円(新卒)
 - ・賞与 年1回以上支給
- ※詳細は次頁のとおり

さあ、常翔気流に乗ろう！



職種	特任教諭[常勤講師] (中学校および高等学校の教員免許状所持者[取得見込者も可])
採用期間	2027年4月1日～2028年3月31日 [更新あり。勤務成績により専任教諭の転換もあり。]
教科	理科、数学(若干名) ○理科は物理、化学、中学のいずれかの指導ができること
勤務地	大阪府大阪市旭区大宮 5-1 6-1
勤務時間等	【勤務時間】1週間について38.5時間(1年単位の変形労働時間制を導入) 【休日】日曜、祝日、年末年始、学園創立記念日(10/30)
給与等	【月給】300,000円(定額残業手当 57,700円/30時間相当分を含む) ※4年制大学新卒者、採用時22歳の場合。経験等により加算考慮いたします。 【賞与】年1回以上支給(2026年度実績:夏期1.5ヵ月、冬期1.5ヵ月) (モデル年収 4年制大学新卒者:406万円、30歳:470万円) ※モデル年収は、賞与を本年度実績で試算しています。実際の年収とは異なることがあります。
その他	○雇用契約を更新する場合は、人事評価の結果等により昇給します。 ○諸手当:通勤手当、部活動手当 他 ○社会保険:日本私立学校振興・共済事業団 ○退職金:ありません

募集（応募フォーム）



応募方法 応募期限	【応募方法】下記①および②にてご応募ください。 ①本校 HP の応募フォームよりエントリー ②以下の書類を提出 封筒に「教員採用関係書類在中」と朱書きし、 書留郵便など受け取りが確認できる方法で送付してください。 ○課題論文「私はこのような教育をしたい」(A4サイズ任意様式400字程度) ○履歴書【所有免許・資格(TOEIC 等含む)を必ず記載のこと】 ※職務経歴書(社会人の方のみ) ○卒業・修了(見込)証明書(コピー不可) ○成績証明書(コピー不可) ○教員免許取得(見込)を証明できる書類(コピー) ○更新講習修了確認(延期・免除)証明書(コピー)【該当者のみ】 ○子ども性暴力防止法に基づく誓約書[学園様式] 【応募期限】随時募集しています ※随時募集のため、内定見込者数が募集定員に達した教科は、募集教科の応募フォームを非表示とし、欠員が生じた場合に再表示します。 ※1 ①と②の両方が本校に届き次第、応募完了となります。 ※2 提出書類に記載された個人情報、採用選考以外の目的に利用することはありません。 但し、採用者の提出書類は採用後の雇用管理のために利用します。 ※3 提出書類は返却しません。採用業務終了後、溶解処分します。
選考方法	○書類選考 ○一次試験:筆記試験(経歴に応じて免除あり) ○二次試験:模擬授業・個人面接 ※一次・二次試験を同日で行う場合もあります。
特記事項	・本業務へ従事するにあたっては、子ども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実の確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 【参照条文】 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄) (定義) 第二条(略) 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶子の言渡しを受けた者(当該執行猶子の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶子者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶子者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
問い合わせ先 (応募先)	〒535-8585 大阪市旭区大宮 5-1 6-1 常翔学園中学校・高等学校 事務室《担当:井上》 TEL:06-6954-4435(電話受付時間:9:00~17:00) ※選考内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。
教員採用 HP	https://www.highs.josho.ac.jp/recruit/

学校法人常翔学園 理事長 殿

こども性暴力防止法に基づく誓約書

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

- 1 私は、裏面記載の2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

- 2 任用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

（西暦） 年 月 日

氏 名

（署 名）

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。